

居宅介護支援事業に係るQ&A

平成30年7月1日現在

NO	質 問 内 容	回 答
1-1	平成30年10月以降、訪問介護サービス(生活援助中心型サービス)が必要回数以上をケアプランに位置付けた場合、市町村へ届けることが義務づけられたが、届出のタイミング及びプロセスは決まっているか。	「指定居宅介護等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の2の規定により、ケアプランに厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護(生活援助中心型サービス)が必要な理由を記載するとともに、当該ケアプランを市町村へ届出することが義務づけられました。なお、厚生大臣が定める回数とは、平成30年5月2日厚生労働省告示第218号で定める回数です。 具体的な町への届出については、ケアプランを作成又は変更した当該月の翌月の末日までに町へ理由を添えて届出してください。【「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企発第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」第2 3 (7) ⑬を参照。】
1-2	また、回数の妥当性については、国ではケア会議との協力を唱えているが、早急な対応を要するケースなどに支障はないのか。	早急な対応が必要なケースについては、上記の届出等手順により、早急なサービス対応は可能と思われます。なお、訪問回数の妥当性等については、直近のケア会議等において、検証し、必要があれば内容の是正を促す場合もあります。
1-3	「介護支援専門員の員数は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする」とあるが、介護支援専門員一人当たりの利用者数が35を超えた場合、どのようなになるのか。 従来は、「介護支援専門員一人に対して利用者35人以下が望ましい」だったが、大磯町独自基準と判断すればよろしいか。	町条例で定める介護支援専門員の員数等の人員に関する基準は、国の基準に適合した基準としておりますので、町条例における基準についても、「利用者の数が35人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。」と解釈されます。 【「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企発第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」第2 2 (1)を参照。】